

## 子どものための日本語学習支援基金事業実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、「子どものための日本語学習支援基金（IJCE基金）の設置、管理及び運営に関する規程（以下「規程」という。）」に基づき、公益財団法人青森県国際交流協会（以下「協会」という。）が基金を活用して行う事業（以下「基金事業」という。）に関して、必要な事項を定める。

### (定義)

第2条 基金支援事業の対象となる「子ども」は、外国につながる5歳から18歳までの者（ただし、19歳以上であっても高等学校等に在学中の者を含む）とする。

2 「外国につながる」とは、次のいずれかに該当する者であること

- (1) 外国籍である者
- (2) 日本国籍を持つが両親のうちいずれかが外国籍である者
- (3) 日本国籍を持つが両親のうちいずれかがかつて外国籍であった者
- (4) その他日本語学習支援を必要とする相当の事情がある者

### (事業)

第3条 基金事業は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 日本語学習支援事業
  - ア 子どもに対する日本語能力試験受験料助成事業
  - イ 子どもに対する日本語教育を支援するための日本語学習教材給付事業
- (2) その他事業
  - ア 広報活動
  - イ その他基金支援事業の実施に必要な協会事務局の運営
- (3) その他、会長が必要と認める事業

### (事業の決定)

第4条 前条の事業については、理事会の意見を聴き、会長が決定するものとする。

### (雑則)

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

### 附 則

この要綱は、令和3年11月1日から実施する。